

須賀川税務署からのお知らせです

1 台風第19号により被害を受けられた方へ

令和元年台風第19号により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
災害により、**被害を受けられた方は、確定申告による手続きをしていただくことで、令和元年分の申告・納付等の期限延長、所得税等の減免等などの措置を受けられる場合があります。**
詳しくは、税務署へご相談ください。

2 確定申告書は自宅で作成！！

国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで確定申告書が作成できます。作成した申告書は、**①e-Tax でそのまま送信するか、②書面印刷し郵送で提出すれば**、申告書作成会場内混雑のストレスとは無縁です。

申告書作成会場にお越しになる前に、是非一度お試しください！！

確定申告

検索

確定申告書等作成コーナー ⇒ <https://www.keisan.nta.go.jp>

3 いつでもどこでもスマホで申告！

スマホ・タブレットはこちらから

「**確定申告書等作成コーナー**」では、お手持ちの**スマートフォン・タブレットで所得税の確定申告書を作成**できます。また、令和元年分の確定申告からは、スマホ等専用画面の対象範囲が拡大され、給与所得では年末調整が未済の方や2か所以上から受給している方にも対応するほか、公的年金等の雑所得などにも対応します。

そして、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンがあれば、マイナンバーカードの電子証明書によるe-Taxも可能になります。



4 申告書などの提出にはマイナンバーを！

令和元年分の確定申告書をはじめ、税務署に提出する申告書や申請書には、**提出の都度、マイナンバーの記載**と本人確認書類として、「マイナンバーカード」**又は**「通知カード+※運転免許証等」の**提示か、写しの添付**が必要です。



※ 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、住民票の写し、印鑑証明書などのうち、いずれか1つです。



5 ご相談が必要な方は申告書作成会場へ！

2/17 (月) **スタート！！** ~ **3/16 (月)**

場 所：須賀川市産業会館（「牡丹園」向い）

開設時間：午前9時～午後4時《土・日・祝日等を除く》

※ 申告書作成会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合がありますので、開設時間内に申告書を作成できるよう、**午後3時前のご来場にご協力願います。**

※ **税務署内には、申告書作成会場を設けておりませんのでご注意ください。**

～はじめてみませんか？「青色申告」～

青色申告には、①配偶者等に支払う給与を必要経費にできる、②赤字を前年や翌年の所得金額から差し引くことができる、③所得金額から最高65万円を差し引くことができるなどの特典があります。

白色申告の方でも、事業所得、不動産所得又は山林所得を有する方は、記帳と帳簿書類の保存が重要です。是非この機会に、青色申告の申請手続きをして、青色申告を始めてみませんか？

お問合せ先：須賀川税務署 ☎0248(75)2194(代表)(音声案内に従い、「2番」を選択してください。)